

1 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

※詳細については資料4-2を参照ください

- 対象者が採用日から**8年以内**の常勤保育士等へ変更
※経過措置として、令和2年度に事業対象であり、引き続き令和4年も事業対象となる場合には10年以内、令和3年度から事業対象であり、引き続き令和4年度も事業対象となる場合には9年以内
- 1戸当たり補助基準月額：82,000円（予定）
- 第1四半期分一式を**7月初旬の締切**までに提出

2 年度限定型保育事業

※詳細については資料4-3を参照ください

- 基本補助額の月額 75,000円～155,000円
- **法定代理を新たに実施するため、A・B世帯からの保育料を原則受領せず、市へと四半期ごとに請求**
- 実施届出書を**4月初旬の締切**までに提出

3 一時保育事業

※詳細については資料4-4を参照ください

- **年収360万円未満世帯の児童**が一時保育事業を利用する場合の**利用料の減免**を新たに実施
- 基本補助額交付申請書類一式を**6月初旬の締切**までに提出

令和4年度主な補助金の改正点について

4 定員超過補助者雇上費補助金

※詳細については資料4-5を参照ください

- 補助上限額（年額）の変更
定員120人以下：2,333,000円 ⇒ **2,328,000円**
定員121人以上：4,666,000円 ⇒ **4,656,000円**
- 令和4年4月1日時点で、**1～2歳**の合計定員を超えて108%以上の受入を行う保育所へと対象を変更

5 保育体制強化事業

※詳細については資料4-6を参照ください

- 現行の補助要件の見直しによる運用改善
⇒事業開始時の**雇用状況の前年同月との比較を廃止**
⇒保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した**実施計画書を新たに提出**
- 1施設当たり：上限月額145,000円

6 新型コロナウイルス感染症対策補助金

※詳細については資料4-7を参照ください

- 補助上限額（年額）
定員20人以上59人以下 600,000円
定員60人以上 750,000円
- さらに一時保育実施施設については、令和4年度における利用者数が一定程度の場合に300,000円を上乗せ
- **かかり増し経費に積極的にご活用し、特別手当等で支給するようご協力ください。**